

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の総人口は、令和7年1月1日現在で、50,803人となっている。年齢別人口の割合が、年少人口（0～14歳）10.1%、生産年齢人口（15歳～64歳）58.0%、高齢者人口（65歳以上）は31.9%となっている。

坂東市における主な産業は、令和3年経済センサスの結果（大分類別民営事業所数）においてサービス業が全体の32.2%、卸売業・小売業が21.5%、建設業が18.5%、製造業が16.8%となっており、多少の偏りはあるものの特定の業種に大きく依存することなく存在している。

一方で、全体の事業所数については、同調査において平成28年の2,560事業所から令和3年の2,438事業所となり、6年間で約4.8%減少している。

このように、市内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。人口減少に伴い事業所の数の更なる減少が想定されることから、ひとつひとつの事業所の生産性を高めることが、地域全体の競争力を確保するための必須事項のひとつであると考えられる。そのため、本計画策定により各事業所における積極的な設備導入の促進を図るものとする。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、県西地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の主たる産業は、サービス業、卸売業、小売業、建設業、製造業と幅が広く、それぞれに必要とされる設備は多様であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

坂東市の産業は、商店等が多く存在する中心市街地、市北部及び南部にそれぞれ配置された工業団地、そしてねぎ、さしま茶などの特産品を産出する農産地域と市内全域に分布している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、坂東市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

坂東市の産業は多岐にわたり、多様な業種が坂東市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、先端設備の導入のほか、原材料や製造工程の見直し、製造ロスの減少等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

また、本事業の対象は、雇用推進などの観点から、現に市内に事務所等を有し、労働に従事する者がいる事業、又は当該事業の実施に合わせて市内に事務所等の新設し、労働に従事する者を配置する事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・なお、先端設備等導入計画の認定にあたっては、市税等の滞納のないものを対象とする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。